

令和3年5月24日

学修者本位の高大接続政策について (多様な背景を持った学生の受入れへの配慮)

【4/20-赤字部分追記。青字部分は資料3へのコメント付記 5/24 マーカー一部分修正・追加】

内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議構成員
日本大学文理学部
教授 末富 芳

1. 検討の前提となる政策の流れ

- (1) 我が国は「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(「社会権規約」)を1979年6月に批准したが、その際、同規約第13条2(b)及び(c)の規定(中等教育・高等教育)の適用に当たり、「無償教育の漸進的導入」という部分に拘束されない権利を留保した。この状況は長年続いたが、2010年代に入り、高校授業料の実質無償化の実現、奨学金や大学の授業料減免措置などの拡大を踏まえ、2012年9月に当該留保を撤回した。これは民主党政権下で行われたものであるが、その後の自公連立政権においても、この大きな政策の流れを維持・加速し、高等教育の修学支援新制度(授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充)、無利子奨学金の措置や所得連動返還型奨学金の制度化などを図ってきた。
- (2) 今回の一連の入試改革の起点の一つである中央教育審議会の答申(「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月22日))は、「高大接続改革の意義」として、これからの大学入学者選抜は、「若者の学びを支援する観点に立って(略)高等学校教育と大学教育とを円滑に結び付けていく観点から実施される必要がある」とし、『既存の「大学入試」と「公平性」に関する意識を改革し、年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境等の多様な背景を持つ一人ひとりが、高等学校までに積み上げてきた多様な力を、多様な方法で「公正」に評価し選抜するという意識に立たなければならない』としている(P.8)。この答申の考え方を踏まえ、その後の大学入学者選抜実施要項においては「各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受け入れに配慮する」との文言が「基本方針」として盛り込まれている(P.1)。本要項は大学に対するガイドラインであるが、各大学の施策の前提となる国の政策が多様な背景を持った学生の受入れに逆行することがあってはならない。
- (3) また、2040年の社会を見据えて高等教育政策全般について学修者本位の教育への転換に向けた包括的な提言を行った中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月26日)では、「誰一人として取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標)の考え方を引用した上で、「全ての人が必要な教育を受け、その能力を最大限に発揮する社会の到来が期待される」(P.8)、「Society5.0やグローバル化の進展を踏まえれば、個々人の生産性の向上が不可欠であり、できるだ

け多くの学生が進学することが重要である」(P. 35)、「個々人がその可能性を最大限に生かし、AI 時代やグローバル時代を生きていく能力を獲得するためには(中略)、高等教育は『多様な価値観を持つ多様な人材が集まることにより、新たな価値が創造される場』＝『多様な価値観が集まるキャンパス』になることが必要である」(P. 14)としている。

- (4) (1)～(3)のような考え方が示されていたにもかかわらず、英語4技能評価における資格検定試験の活用において地理的・経済的事情への配慮や障害を持つ受験生への配慮が決定的に欠けていたことは政策の一貫性を著しく損なうものであり、高等教育の修学支援新制度の効果を一部相殺しかねないものであった。この意味で、昨年11月に就任3か月の萩生田文部科学大臣が行った延期の決断は適切であったと評価できる。他方、このような問題の大きい政策が、累次の検討組織において指摘された課題を延々と先送りしながらギリギリのタイミングまで実行に移されようとしていたこと(※)、その結果受験生に多大な混乱を引き起こしたことについては、真摯な反省と再発防止策が本検討会議の提言に盛り込まれるべきであると考え。民間資格検定試験利用に際しての利益相反ルール等の整備もずさんなまま国民の不信を招く改革が進行してきた経緯も鑑み、受験生と国民の付託と信頼に応えるためには、政府として遵守すべき規律・ルールを法制に位置付けることも必要である。

(※) 2月7日の検討会議資料3(大学入試における英語民間試験活用及び記述式問題の導入に係る検討経緯の整理)を参照

- (5) また、本検討会議の提言をまとめるに当たっては、①昨年の一連の議論において大学入試をめぐる地理的・経済的格差の問題が広く社会に認識されたこと、②「経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮」及び「その他大学入試の望ましいあり方」が、英語4技能や記述式問題とは独立した検討項目として萩生田大臣から示されたことの意義・重要性も踏まえた上で、単に英語4技能評価にかかわる英語成績提供システムの問題への対応にとどまらず、大学入学者選抜全体における格差の緩和や多様な背景を持った学生の受け入れの推進について、中等教育及び高等教育の漸進的な無償制導入等の上位政策目標と統合的な施策を打ち出す必要がある。

- (6) 第22回会議・資料1(総論的事項)において川嶋座長代理より、形式的公平性に加え、「実質的公平性の追求」の重要性を提言いただき、委員間で一定の合意が得られたことは高く評価できる。横並びの平等も重要であるが、それだけでは受験機会の格差や就学前から連綿と横たわっている学習意欲や学習達成の格差が温存され、日本社会に存在する機会不平等や社会的排除の改善は実現できず、多様性を力にする活力ある国づくりにも寄与できないと考えるからである。他方で、この定義における公平性の概念の記述は、地理的・経済的条件に配慮した受験機会の確保や、障害者差別解消法の規定に基づく障害者への合理的配慮の充実に留まっており、先進国の中でも最悪水準のジェンダー格差(女性の大学等進学率の低さ)やエスニックマイノリティグループへの目配りに欠けていると言わざるをえない。大学入試や教育の機会均等における公正(Equity)の実現に近づこうとするのであれば、これらも含めた形で記述を見直すべきと考える。

【意見】国際条約である「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」に基づく「無償教育の漸進的導入」は、高校教育政策・高等教育政策、その間をつなぐ大学入試政策の上位規範です。すなわち高大接続改革における法令や施策は、この方向と矛盾がないことは当然として、むしろ、この方向を更に促進するように立案・実施されるべきと考えます。端的な形で結構ですので、このことを資料1の「基本的な考え方」に盛り込むべきではないでしょうか。

また、新たに(6)を追記しましたが、これについても特段の反対がなければ提言の案文に反映をお願いできればと思います。

2. 施策の方向性

1. を踏まえ、今後の大学入学者選抜全体における格差の緩和や多様な背景を持った学生の受け入れの推進について、以下のような方向性で検討することが適当と考える。

(1) 経済的困窮層の大学進学率上昇は、既に子供の貧困対策に関する大綱（閣議決定）において重要な政策課題として位置づけられているが、依然として低い数値に留まっている（平成 30 年度：全世帯 52%、生活保護世帯に属する子供 19.9%）。これまで文部科学省が、高等教育の修学支援新制度（授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充）、無利子奨学金の措置や所得連動返還型奨学金制度などを通じて大学入学後の支援の充実を図ってきたことは高く評価されるべきものであるが、高校在学中に必要な経費への支援や大学入学に至るプロセスへの支援が相対的に手薄なままにとどまっており、改善を図っていく必要がある。

(2) 進学率の地域格差については、都道府県別の過年度卒業者等も含む大学進学率は、平成 17(2005)年と比較すると全体的に上昇しているものの、首位の東京（73%）と最下位の岩手、宮崎、鹿児島（38%）との間で著しい差（令和元年学校基本調査）があり、地方創生の観点からもこうした状況を改善する方向で施策を講じる必要がある。また、施策を講じるに当たっては大学進学率の地域間格差がこれ以上拡大しないような配慮を行うべきである。

(3) 進学率のジェンダー格差（とくに女性の進学率の低さ）については、全体として縮小傾向（男性 54%、女性 49%）にあるものの、東京都と徳島県を除く 45 道府県で男性の方が女性よりも高く、山梨県（14.3 ポイント）、北海道（11.4 ポイント）、埼玉県（11.4 ポイント）、千葉県（8.9 ポイント）のように依然大きな差がある県もある（2019 年学校基本調査）。また、選抜性の高い大学や理系の学部学科において著しく低い例も散見される。たとえば東京大学の 2019 年現在の女性比率は、学部生 19.3%、京都大学は同 22.3%に過ぎない（※）。こうした状況の是正を図る方向で施策を講じる必要がある。

（※）東京大学男女共同参画室ウェブサイト https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/campus-voice/s0902_00002.html

（※）京都大学男女共同参画推進センター <http://www.cwr.kyoto-u.ac.jp/support/research/statistics/>

(4) 日本語指導が必要な生徒の大学等進学率は、42.2%と高校生全体の 71.1%と比べて著しく低い状況（日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 30 年度））が続いており、少子高齢化の中で持続可能な人材育成政策と強靱な多文化共生社会を構築していく観点からも、その改善を図る方向で施策を講じる必要がある。

(5) 障害のある学生の高等教育機関在籍者数については、右肩上がり増加（平成 18 年：4,937 人→令和元年：37,647 人）しているところであるが、**米国の障害学生比率 15.70%、英国 16.20%と比較して格段に低い水準（令和元年度 1.17%）に留まっていること（基礎資料集第五分冊 P16 近藤武夫・東京大学准教授提出資料）を重く受け止める必要がある。**大学入試センター試験では様々な合理的配慮を積極的に講じているが、各大

学の個別入試における対応にはバラツキもあり、改善の方向で施策を講じる必要がある。

- (6) そもそも多様な背景をもった受験生の大学への受け入れ状況については系統的な実態調査を文部科学省として実施していない。昨年6月に法改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」および昨年11月に閣議決定された「子供の貧困に関する大綱」では生活保護世帯からの大学等進学率など、困窮層からの進学率が明記されており、政府指標として公表されている。また本会議4月14日での意見発表でも述べたように、大学入学者の性別・エスニシティ、出身地域や障害を持つ受験生の受け入れ状況等に関しては、イギリス政府では調査と情報開示を実施している。イギリスに限らず、大学における学習者の多様性の確保や調査・情報開示のあり方については、他の先進国の例に学びつつ日本政府としても本格的に取り組む必要がある。

【意見】本検討会議は、過去の不適切な政策決定の反省の上に立ち、データやエビデンスに基づく議論を旨としていますが、資料3はその点がやや弱いように思います。本意見書2. (1)～(5)で述べた様々な現状データと改善の方向性については、既にオープンになっているデータと既存施策の流れを踏まえて客観的に記述したつもりです。他の委員から特段の異論がないようであれば、現状認識又は課題認識として、提言文案に盛り込んで頂ければと思います。

3. 講じるべき施策

1. 及び2. に示した考え方に基づき、下記のような施策を講じるべきと考える。

(1) 経済格差への対応

- ① 今般の実態調査の結果明らかになった優れた取組事例（例：進学第一世代を対象とした奨学金支給、給費生選抜、児童養護施設の入所者を対象とした入試、地方出身者・離島出身者を対象とした入試、母子家庭・多子家庭を対象とした授業料の減免）の横展開を図る観点から、日本学生支援機構等において取組を事例としてまとめ毎年公表するとともに、何らかの財政措置を含む効果的なインセンティブを設けてはどうか。
- ② 今回問題になった大学入試における英語試験の活用以外にも、高等学校教育においては学科の別を問わず広く検定試験や模擬試験が教育活動の一環として活用されている。この実態を踏まえ、生活保護及び高校生等奨学給付金に検定試験等の受検料を対象経費として追加してはどうか。また、その前提として高等学校における検定試験の活用状況や各都道府県・市町村の支援政策に関する実態調査を行ってはどうか。
- ③ 先進事例（例：東京都福祉保健局の受験生チャレンジ支援貸付事業）を踏まえ、受験料や受験準備コストに貸付支援を行う都道府県に対して財政支援（例：地方財政措置）を講じることとしてはどうか。

- ④ 英語4技能を含め、今回の実態調査の結果、大学入学者選抜で広く活用されていることが明らかになった資格・検定試験（※）の実施団体に対し、低所得層向けに受検料を低減させる仕組の導入を要請してはどうか。

（※）参考資料3（P.80 学力検査以外に考慮する資料等の利用率⑦（資格・検定試験の成績）

- ⑤ 「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」の検討も踏まえ、大学入学者選抜実施要項において、総合型、学校推薦型選抜において入学前の多様な経験を評価する際には経済的事情等に配慮して行うべき旨を明記してはどうか。

- ⑥ 「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」（平成30年12月14日）において、「年齢、現役・浪人の別、出身地域、居住地域等については、推薦入試・A0入試や「地域特別枠」等として別枠で行う入試においては、募集要項等に明記し、合理的な理由の説明があれば、取扱いの差異を設けることは可能」と整理している。このような基本的な考え方は大学入学者選抜実施要項においても明記されるべきであるが、その際「経済的事情、国籍」などの要素を加えてはどうか。

- ⑦ 家計急変世帯などを含めて、経済的に困難な状況にある学生等の入学金や授業料などについては、納付時期の猶予など弾力的な取扱いをするよう文部科学省から大学等に対して求めてきているが、実際にそうした制度が設けられているかどうかについては定量的な把握がなされていない。4.（1）（2）で詳述する実態調査においてその状況を毎年把握し、その結果を踏まえて、未導入の大学等に導入を求める通知を発出してはどうか。

- ⑧ 受験料については、高等教育修学支援制度（いわゆる高等教育の無償化）において措置されているが、支給時期が受験時に間に合っておらず、低所得世帯の受験生の受験機会を制限する要因となっている。支給時期の前倒し又は採用予定の通知を受けた者に対して、無利子で受験費用の貸し付けを行い、入学後の支給において貸し付け分を相殺する制度を早急に構築してはどうか。

- ⑨ 当面の措置として、都道府県の社会福祉協議会等が実施する無利子貸し付けにおいて受験料や受検料が対象になっているか等について厚生労働省と連携して実態把握を行い、その結果に基づいて、必要な指導通知を発出したり、受験生や保護者への情報提供を強化したりしてはどうか。また、平成17年度以降の入学者から各都道府県に移管されたいわゆる高校奨学金事業や自治体独自の受検料支援制度の貸与条件、貸与額等について実態を把握し、その結果に基づいて必要な指導助言を行うべきではないか。

【意見】ここで提言した事柄のうち、網掛けの部分が今回の資料3の本文に反映されていないように思われます。他の委員から特段の反対がなければ反映をお願いできればと思います。また、新たに⑦を追記しましたが、これについても特段の反対がなければ提言の案文に反映をお願いできればと思います。なお、特に②③（受験料や受験準備支援）の必要性については、別添したNPO法人キッズドアの調査結果もご参照頂ければと思います。

（２）進学率の地域間格差への対応

- ① 総合型、学校推薦型の選抜のオンライン化については、コロナ禍の下での緊急避難的な措置として広がりを見せているが、コロナ収束後も地理的・経済的制約の緩和の観点から、都道府県教育委員会や全国高等学校長協会との協議を踏まえ適切な配慮について検討した上で、大学入学者選抜実施要項において積極的な導入を求めるべきではないか。
- ② 検定試験の受検機会の確保及びコロナ禍のような緊急事態における安定的な試験実施の確保の観点から、英語４技能試験を含め大学入学者選抜において活用されている各種検定試験の実施団体に対し、文部科学省と国公私¹の大学団体との連携により、オンラインで受検できるシステムの導入を要請してはどうか。
- ③ 端末や通信環境を有していない生徒がオンライン面接等を受検できるよう、GIGA スクール構想を高等学校段階に拡大させるとともに、都道府県知事及び教育委員会に対し、国公私¹の大学団体との連携により、一人一台の端末整備を強く要請してはどうか。
- ④ 大学入学者選抜実施要項「基本方針」における配慮の対象を広げ、「各大学は、年齢、性別や性的指向・性自認、障がいの有無、国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受け入れに配慮する」と明記することを検討してはどうか。また、このことについて、上記1.（3）のグランドデザイン答申の求める大学像に資するという大学側にとっての意義も併せて明確にしてはどうか。
- ⑤ 今般の実態調査の結果明らかになった優れた取組事例（例：進学第一世代を対象とした奨学金支給、給費生選抜、児童養護施設の入所者を対象とした入試、地方出身者・離島出身者を対象とした入試、母子家庭・多子家庭を対象とした授業料の減免）の横展開を図る観点から、日本学生支援機構等において取組を事例としてまとめ毎年公表するとともに、何らかの財政措置を含む効果的なインセンティブを付与してはどうか。【（１）①の再掲】
- ⑥ 英語成績提供システムの導入見送り前、文部科学省は離島の生徒の英語資格・検知試験の受験に係る経費（旅費、宿泊費）を対象費目にした補助制度を概算要求

していた（基礎資料集第二分冊 P29 参照）。報告者は同システムの導入には反対の立場であるが、この施策を参考として、共通テストの高校会場未設置の離島の生徒に対し、受験に係る旅費・宿泊費を支援する自治体に補助を行う仕組みを創設すべきではないかと考える。また、へき地教育振興法第五条は「文部科学大臣は、へき地における教育について必要な調査、研究を行い、及び資料を整備し」としており、この規定に基づき、共通テストの受験に伴い宿泊がどの程度発生しているのかについて定量的に把握すべきではないか。

【意見】ここで提言した事柄のうち、網掛けの部分が今回の資料3の本文に反映されていないように思います。また、今回新たに⑥を追記いたしました。他の委員から特段の反対がなければ提言の案文に反映をお願いできればと思います。

(3) 進学率の男女格差へ対応

- ① 大学の社会的に対する説明責任（アカウンタビリティ）を高めるとともに、高等教育段階における男女共同参画を進め、多様性を基盤とした創造的なキャンパスを実現する観点から、入学者に占める男女比率について法令上の情報公開の対象とすることを検討してはどうか。
- ② 「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」（平成30年12月14日）においては、「性別については、建学の精神や設立の経緯から、女性のみを募集している例等を除き、一律に取扱いの差異を設けることはできないものと考えられる」としているが、例えば理系への女性の進学者数上昇など、女性の活躍の推進といった政策目標との整合も踏まえ、取扱いの変更を行うべきではないか。（※九州大学が2012年度から実施を予定していた理学部数学科の入試への「女性枠」導入に対し、男性差別との批判が寄せられ、導入の取りやめが決定された事案あり）。

【意見】記載の通り、かつて九州大学が計画していた理学部数学科入試への「女性枠」に対し、男性差別との批判が寄せられ、取りやめられた事案があります。資料3(4)の特別選抜の実施の記述は、地理的・経済的事情のみの記載となっていますが、女性の割合が少ない学部等における女性枠（当然その逆として、男性の割合が少ない学部等における男性枠もあり得えます）についても明示的に言及すべきではないでしょうか。

(4) 外国籍・日本語指導が必要な生徒の大学等進学率

- ① 外国籍・日本語指導が必要な生徒に対しては早い段階からの情報提供や進学意欲を高める支援が有効である。都道府県教育委員会や関係の大使館・総領事館等の協力も得ながら、主要なエスニックマイノリティグループに属する子供たちやその保護者が高校進学や大学進学への意識を高めたり、各種の支援措置の概況について理解を深めたりできるような理解推進事業を行うべきではないか。

- ② 「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」（平成30年12月14日）において、「年齢、現役・浪人の別、出身地域、居住地域等については、推薦入試・A0入試や「地域特別枠」等として別枠で行う入試においては、募集要項等に明記し、合理的な理由の説明があれば、取扱いの差異を設けることは可能」と整理している。このような基本的考え方は大学入学者選抜実施要項において明記されるべきであるが、その際「経済的事情、国籍」などの要素を加えてはどうか【（1）⑥の再掲】

【意見】資料3（4）の本文には、外国籍・日本語指導が必要な生徒への配慮の観点に欠けています。文部科学省には男女共同参画共生社会学習・安全課という外国人の子供の支援をする課まで設置されています。少なくとも各国の大使館等と協議の場を持ち、課題を共有するとともに進学率の向上に向けて協力できることを探る努力をすべきではないでしょうか。また、就学状況については、「外国人の子供の就学状況等調査」が本年2月に公表されていますが、当該調査を拡充する又は別の調査を行うなどして、大学進学率についても国籍ごとにデータを収集すべきではないでしょうか（少なくとも高等学校に在籍している者については簡単に調べられるはずです）。

（5）障害のある学生の大学進学支援

- ① 合理的配慮は「事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うこと」（参考資料第五分冊P.9）とされており、提供者側の負担にも配慮した概念となっていることに十分留意した上で、我が国全体の障害者の大学進学が米英と比較して格段に低い水準に留まっていることを重く受け止め、全体としての合理的配慮の質の向上に向けて、積極的な取組をすべきである。
- ② 合理的配慮の提供にあたり、事前に求める配慮の内容を記載するフォームが大学によって異なり、保護者や受験生の負担になっているとの声がある。各大学団体がフォームの標準化を図ってはどうか。
- ③ 合理的配慮の提供にあたり、事前の相談に本人以外の者（教員、保護者、支援者）等が加わることが可能かどうかについて大学によって取扱いに差があるとの声がある。日本学生支援機構において参考になる考え方や事例を示してはどうか。
- ④ 今般問題になった英語資格検定試験における合理的配慮の差異については、文部科学省が実施団体間で定期的に情報交換を行う場を設け、事例の共有と対応の質の向上を図ってはどうか。

- ⑤ 障害者差別解消法の改正が国会審議されており、私立大学についても合理的配慮の提供が義務化される見通しである。義務化を契機として合理的配慮の提供が一層充実するよう、まずは各大学の合理的配慮の提供状況や事前相談における取扱いなどについて詳細な実態調査を行い、取組の差を可視化すべきではないか。また、4. で述べる通り、合理的配慮の提供状況については、国公私通じた提供の義務化を契機として、法令上の情報公開の対象とすることを検討すべきではないか。
- ⑥ 我が国全体の障害者の大学進学が米英と比較して格段に低い水準に留まっている（米国の障害学生比率 15.70%、英国 16.20%、我が国は 1.17%）ことを重く受け止め、何故このような状況が生じているのかについて、障害学生に関する調査研究をミッションとする日本学生支援機構において、国際的な比較を踏まえた分析を行い、課題を明らかにし、施策の充実につなげるべきではないか。

【意見】資料3（3）には、「英語資格・検定試験における合理的配慮の推進については、試験実施団体と高校・大学関係者等で協議することが考えられる」と記載されていますが、今後も国として資格・検定試験の活用を推進するのであれば、責任をもって協議の場を主体的に設定し、不必要な差の解消や縮小を主導すべきであり、国の責任を明記することが必要ではないでしょうか。

4. 実態調査の継続と情報公開の促進

- (1) 今般実施した包括的な大学入試の実態調査については、エビデンスに基づいた大学入試政策の立案の基礎的な資料として必要な改善を図った上で定期的に行うこととするとともに、特に必要な事項に絞って小規模調査を毎年実施するべき。
- (2) (1)の中でも、特にキャンパスにおける多様性を確保する大学の取組については、今般の調査では自由記述としていたが、専門家の協力の下で調査票を設計し、次回（令和3年度入学者選抜に関する調査）から取組を定量的に把握するべきと考える。また、改善を加速するために毎年把握・公表した上で、優れた取組には財政的インセンティブを付与すべきである。
- (3) 以上の検討に資するために高校在学中から大学入学者選抜、大学入学後の措置も含めて、格差の解消に資する既存施策（都道府県レベル、厚生労働省など他省庁所管のものを含む）を一覧できる資料を作成し、本検討会議に提供頂くことが有益であると考える。
- (4) 今回の入試実態調査を通じて明らかになった多様な受験生に対する支援制度については、より多くの大学での取組を促進する必要がある。このため、国においては、多様な背景を持った学生の受入れについて、アドミッションポリシーに盛り込むよう関連のガイドラインを改訂すべきである。また、実質的公平性を一層を追求するとともに、情報の非対称性を解消し、適切な学校選択を促進する観点から、(3)

で述べた男女別在籍比率の情報公開の義務化に加え、障がい学生、エスニックマイノリティに属する学生、貧困世帯出身の学生等の入学者に占める比率や関連の支援制度の有無、合理的配慮の提供状況、中退率等の大学選択に関わる重要情報も、法令上の情報公開の対象として検討すべきである。むろん、国からの補助金交付を受ける各大学が、自らその存在の公共性を自覚し、国から義務付けられる前に自主的・自発的に情報開示が行うことが望ましいことは言うまでもない。

- (5) 私自身は、最新の論文(※)において、教育における公正を「教育の機会・教育達成を含む子ども・学習者のウェルビーイングを実現し、児童生徒間および社会集団間の格差を可能な限り縮小することである」と定義している。格差やその拡大は目に見えづらいが、確実に社会の健全性を蝕んでいくものであり、社会がその危険性に気づき、アクションに合意するためにもまずはその可視化が重要である。そのためにも、上記の実態調査において、様々な社会集団を分析の観点として盛り込むとともに、検証に基づきその定義を不断に見直していくことが重要であると考えている。

(※) 末富芳, 2021, 「教育における公正はいかにして実現可能か?—教育政策のニューノーマルの中での子ども・若者のウェルビーイングと政策改善サイクルの検討—」『日本教育経営学会紀要』第64号掲載決定論文, 査読有)

【意見】赤字部分を追記しました。他の委員から特段の反対がなければ、提言本文案への反映をお願いできればと思います。

5. その他の重要事項

- (1) 機会を改めて意見を整理・表明したいと考えているが、フィージビリティや専門家・当事者の意見を軽視し、上位政策との整合性を欠いた意思決定が進められようとしていたことは文部科学省全体として重く受け止める必要がある。高大接続政策について、同じ過ちを繰り返さぬことはもとより、教育政策全般において今回の混乱を他山の石とし、局課に横串を刺して意思決定プロセスの改善を図ることが求められる。教育ビッグデータの活用などについての報道もあるが、同じ轍を踏むことへの懸念もある。文部科学省の組織としての学習能力が問われており、大臣の強いリーダーシップと文部科学省としての識見および改善能力に期待する。
- (2) 特に、今回の入試改革が頓挫し、その政策決定の問題が露呈して以降もその反省の上に立っていないと思われる動きが教育政策の中に散見されることは極めて遺憾である。例えば、現在も継続中の教育再生実行会議の審議は、会議後にブリーフィングが行われるのみで、未だに公開されていない。また、先般取りまとめられた中央教育審議会の「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」は、その一つ一つの提言の是非は別として、実証的データに基づく課題の特定から積み上げての議論が十分になされたとは言い難いのではないかと。30ページに及ぶ審議関係資料にもデータが一切掲載されていない。提言文案の審議の際に改めて述べたいと思うが、入試改革の頓挫の反省と教訓は、児童生徒や学習者・教職員に今後同様の混乱を引

き起こすような杜撰な政策決定の再発防止のためにも、教育再生実行会議をはじめとする官邸関係会議および文部科学省全体に受け継がれるべきである。

- (3) 複数の地方自治体の子どもの貧困実態調査では、困窮層ほど小学校低学年段階から授業がわからなくなる比率が高くなっているというエビデンスが示されている(※)。大学入試段階での支援策とは別に、教育政策全体を通じて取り組むべき課題であり、義務教育段階における要保護・準要保護加配教員の定数化を含めた、新たな取組も必要である。

(※) 東京都保健福祉局『東京都子供の生活実態調査報告書』平成29年、広島県『広島県子供の生活に関する実態調査結果について』平成30年

- (4) 本検討会議の所掌を超える事柄であるが、高校入学者選抜をめぐる諸課題についても、大学入試で明らかになった様々な課題を参考としつつ、整理・検討されることを期待する。